|  |
| --- |
| №25-23　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　2025（令和7）年10月7日***全保協ニュース*****〔協議員情報〕****全　国　保　育　協　議　会****TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509****ホームページアドレス〔** [**https://www.zenhokyo.gr.jp**](https://www.zenhokyo.gr.jp) **〕** |

－今号の目次－

* 【事務連絡】第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方について（こども家庭庁） １
* 【通知】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（乳幼児のための支援給付関係）について（こども家庭庁） 2

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆【事務連絡】第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方について（こども家庭庁）**

9月29日、こども誰でも通園制度の本格実施に向け、子ども・子育て支援法に基づく基本指針が改正・公布され、基本指針の改正にあわせ、同日、こども家庭庁より、標記事務連絡が発出されました。

改定のポイントは以下のとおりです。

|  |
| --- |
| ・令和6年度子ども・子育て支援法改正により乳児等のための支援給付が創設されることに伴う量の見込み等の算出方法等を追加・令和7年児童福祉法改正により満三歳以上限定小規模保育事業が創設されることに伴う量の見込み等の算出方法等を追加・その他所要の修正 |

　事務連絡および「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改定版ver.3）」等につきましては、こども家庭庁ホームページからご確認ください。

【こども家庭庁　（子ども・子育て支援制度に関する）事務連絡】

こども家庭庁 ＞ ホーム ＞ 政策 ＞ 子ども・子育て支援制度 ＞ （子ども・子育て支援制度に関する）法令・通知等 ＞ （子ども・子育て支援制度に関する）事務連絡

https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/law/jimurenraku/

**◆【通知】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（乳幼児のための支援給付関係）について（こども家庭庁）**

10月3日、こども誰でも通園制度の本格実施に向けた政令改正について、標記通知が発出されました。政令は令和8年4月1日から施行されることとなっています。

なお、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の改正事項のうち乳児等のための支援給付に関するものに係る内閣府令等の整備については、今後、順次行うこととされており、整備及び経過措置政令の施行に伴う運用上の留意事項等については別途通知されることとなっています。

　詳細につきましては、別紙「【通知】子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（乳幼児のための支援給付関係）について」ご確認ください。